

議案第1号

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則について

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年5月23日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則について

1 規程の改正理由

学校の児童・生徒の表彰基準について、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 学業成績にとらわれることなく、学業に励みながら様々な分野・場面で活動等に励む児童・生徒が表彰対象となるように改正する。

(2) 施行期日は、県公報掲載日とする。

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。 (1)・(2) 略 (3) <u>前2号</u> 以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの (4) 学校の生徒 <u>又は</u> 児童で <u>学業とともに励む活動等において特に他の模範と認められるもの</u> | 第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。 (1)・(2) 略 (3) <u>前各号</u> 以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの (4) 学校の生徒 <u>及び</u> 児童で <u>その篤行著しく学業成績優秀であり特に他の模範と認められるもの</u> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会表彰規程

昭和24年7月29日鳥取県教育委員会規則第12号

第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。

- (1) 県教育委員会事務部局の職員並びに県立学校教職員及び県費負担教職員で特に著しい功績があり一般の模範と認められるもの
- (2) 教育、学術及び文化関係等の役職員及び団体で功績顕著なもの
- (3) 前2号以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの
- (4) 学校の生徒又は児童で学業とともに励む活動等において特に他の模範と認められるもの

第2条 本規程による表彰の選考は教育長が行う。

第3条 表彰の選考は別に定める様式をもつて教育委員会に提出するものとする。

第4条 教育委員会は前条の選考にもとづき調査の上被表彰者を決定する。

第5条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは生前の日附にさかのぼってこれを表彰することができる。

第6条 本規程によって表彰するときは教育委員会は表彰状を授与する。

第7条 教育委員会に於て必要と認めたときは前条の外に副賞として金品を授与することがある。